

# 日本医療ガス学会 災害対策委員会 細則

## (組織)

第1条 災害対策委員会（以下、委員会）は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する者
- (2) 事務局員
- (3) その他委員長が必要と認める者

## (目的)

第2条 委員会は次に掲げる項目を目的として活動する。

- (1) 災害による医療ガス関連事故を防止するための教育、啓発
- (2) 災害による医療ガス関連事案発生時の判断、助言、指導
- (3) 災害による医療ガス関連事案発生時の調査活動、改善措置の勧告
- (4) その他医療ガス関連の災害対策に関わる問題への対応

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 必要に応じて副委員長をおくことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席あるいは委任状をもって成立することとする。

- 2 議事は、出席委員（委任状を含む）の3分の2以上をもって決する。
- 3 審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

## (委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

## (災害対策のための調査)

第7条 医療ガス関連災害対策のための調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。調査の実施手続は、委員会が決定する。

- (1) 事情聴取（ヒアリング）
- (2) 助言指導等（カウンセリング）
- (3) 状況観察（モニタリング）
- (4) その他委員長が必要と認める方法

附則1. この細則は2022年6月1日から開始する。